

21 室町幕府の確立

室町幕府の確立

① 守護 による任国支配の確立→武力で国人層を抑圧

ア 成長過程

(a)室町幕府による権限強化…目的=地方武士の軍事動員・地域社会の秩序づけ1

i 刈田狼藉 は収穫前の稲を刈り取ること。人の土地を奪う時は、土地に線引きをして奪うことはできない。数年に渡って収穫前の稲を奪うことで、相手に耕作放棄をさせることでやる気をなくさせ、最終的に土地も取れる。

ii 使節遵行 は裁判で決まったことの強制執行権。言うことを聞かなければ討つ。→刈田狼藉検断と使節遵行権で取り締まりと裁判判決の強制執行権で国人を抑えることになった。さらに

iii 半済 (1352) 荘園公領年貢の半分を兵糧米として守護に与える

鎌倉時代は兵糧米は自前が原則だった。しかし、南北朝内乱期は遠隔地を転戦するため、兵糧米は現地調達にせざるを得ない。

→ 観応の半済令 (近江・美濃・尾張、1 年限り、年貢半分の収納

→のち全国、永続化) →南朝側との戦場に近いのでこの地域

史料研究 ●半済観応令 (『建武以来追加』)

『諸国擾乱により、寺社の荒廢、本所の牢籠、近年倍増す。・・・』

一、寺社本所領の事 …次に近江・美濃・尾張三箇国、本所領半分の事、兵糧料所と為し、当年一作、軍勢に預け置くべきの由、守護人等に相触れおはんぬ(意味→年貢の半分を兵糧料(軍費)として今年一年に限って(尊氏方)の軍勢に与えるように守護に命令が下った)。半分に於ては、宜しく本所に分け渡すべし(意味→残り半分の年貢は荘園領主に納めよ)。若し預人事を左右に寄せ、去渡さざれば、一円本所に返付す可し。』

Q 法令名→ 擾乱とは→ 守護の新たな権限→

応永 の半済令 1368…下地半分の収納≠天皇家領や寺社一円領などは反済禁止

論点

兵糧の確保は軍勢を動員するのに不可欠であり、室町幕府は守護に対して兵糧確保を保障することにより国内の武士の動員・組織化を進めようとした。なお、戦乱のなかで各地の国人たちが兵糧調達を口実として荘園・公領の年貢を横領する動きが広がっていたことを念頭におけば、半済令は、それを半ば追認して守護の統制下に置くことで、年貢横領を一定限度内に抑制し、荘園領主の権益を保障しようとする意図もあった。

(b)荘園領主との契約… 守護請

→荘園公領の年貢の貢進を守護が請負い、現地管理権獲得

守護請は、もっともうまく国人を家臣にする手段となった。年貢が来なくて困っている荘園領主と守護が契約し、確実に年貢を取ってやる代わりに現地支配権を獲得する。現地では、そこにいる→ 国人 を代官にして、税を出せば土地支配を自由に認める。

室町の守護は土地に対しての権限を持っている。頼朝と同じ立場となったのである。このため、彼らは 守護大名 と呼ばれることになる。大名は大名主の意味であり、広い土地を持つ者のことである。(家臣を守護代に任命し、複数の国の領主として執政)

室町幕府の安定 義満

①南北朝の統一を主導し、外交権や朝廷が保持してきた京都の市政権を吸収し 公家・武家両権力の上に立とうとした。

②確立過程

3代将軍足利義満 (←義詮←尊氏)

京都室町の院の御所が焼失した後、ここに 室町殿 を建てる。

足利一門が守護として派遣され、おおむね国人を服属させるのに成功した。

義満は弱きを挫き、強きを助ける政治手法と、巧みに同族争いを誘発させることで守護大名を統制してゆく。

→有力守護大名の抑圧 (将軍権威の確立を目指す)

将軍	政治	戦乱
3代 <u>義満</u>	1367 義満将軍就任 管領： <u>細川頼之</u> 九州探題に <u>今川了俊</u> 派遣 →『難太平記』の著者でもある 南朝勢力 <u>懐良親王</u> を没落させる ①室町幕府の政治機構確立 室町に <u>花の御所</u> 造営 直属軍 <u>奉公衆</u> 整備 ②1392 <u>南北朝の合一</u> 南朝： <u>後亀山天皇</u> が 北朝： <u>後小松天皇</u> に譲位 ③1394 義満 <u>太政大臣</u> 就任 公家社会に君臨	南朝の <u>懐良親王</u> ← <u>今川了俊</u> に敗れる 有力守護の排除 (1)1390× <u>土岐康行</u> の乱 ▶兄弟争いを挑発 (2)1391× <u>明德</u> の乱 <u>山名氏清</u> VS 足利義満 11 カ国の守護： <u>六分の一殿</u> ▶挑発し同族争いを仕掛ける
		(3)1399× <u>応永</u> の乱 外交権の独占を目指す義満と対立 <u>大内義弘</u> を討つ 長門、周防だけは残す (国人対策)

室町幕府の構造

①基本法令… 御成敗式目 (貞永式目)

②室町幕府の性格

ア 公武融合

義満が築き上げた天皇・将軍の上に君臨する最高支配者としての地位とそのもとでの政務は、義満没後は継承されず、武家と公家が一体化しつつも役割を分担するという体制へ移る。



イ 将軍と有力守護の連合政権

(a) **将軍** (行政の最高責任者) cf)直属軍 = **奉公衆**
直轄軍の**奉公衆**を充実させる。地頭は将軍に直接本領安堵を願い、将軍直属軍の奉公衆を形成した。奉公衆は3000騎。大守護が京都に置いている兵力は300騎くらいなので、将軍は大守護を圧倒できる。

(b) **管領** (←執事、将軍の補佐、**斯波**、**細川**、**畠山**氏が就任 = **三管領**)

(c) **侍所** (京都の警備、長官(所司) **山名**、**赤松**、**一色**、**京極**氏就任
→ **四職**という。

(d) 守護 (国ごとに任命 = **在京が一般的** → 任国には守護代を派遣)

政所、問注所

・政所は財政を管轄、問注所は記録の保管や詐欺などの訴訟を担当。

ウ 地方機関の強い独立性

鎌倉府 (**鎌倉公方** = **基氏** (尊氏次男)の一族世襲、補佐 = **関東管領** 上杉氏)

鎌倉府の下には政所、侍所、問注所、評定衆を置き、関東幕府の色彩を帯びていた。管轄は関東8カ国、伊豆、甲斐、陸奥、出羽の12カ国(陸奥と出羽は応永の頃のみ)。

奥州探題・羽州探題

九州探題

尊氏が九州に逃げたとき、一色氏を置いたのが始まり。九州は南朝勢力が強く、途中までは苦戦し、九州に入れなかった九州探題もいる。今川了俊の時に九州を制圧。

③ **経済基盤の弱さ** → **貨幣収入に依存する** 割合高し

ア **御料所** (直轄地) 少ない cf)200カ所

イ **メリット** → 京都制圧、都市特有の税収図る

(a) **土倉役**・**酒屋役** (営業税)

土倉は質屋で、倉庫に質物を保管した。酒屋は酒造の儲けで高利貸しをしていた。年6~7割の利息を取るもの。幕府はこの高利を取る営業を保証してやる代わりに財源とした。1399年には確立。さらに財源不足を補うために日明貿易を考える。

(b) **関銭**・**津料** (通行税)

京都には大量の物資が入り、人も入ってきたため、関銭や津料も有効だった。

(c) 各種課税 = **段銭** (土地税)、

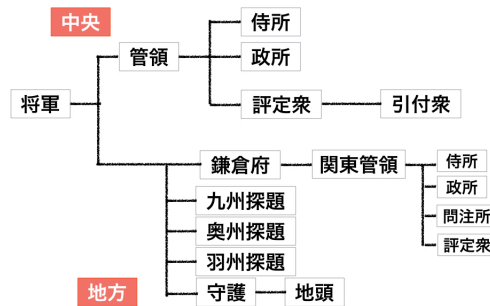
棟別銭 (家屋税)、

段銭は土地の反別に応じて掛けた臨時

税。即位、内裏造営、将軍就任などを名目に掛け、守護に徴収させた。棟別銭は反別ではなく家屋数に応じて掛けた同種のもの。

(d) 京都五山からの物資・銭貨の献上や借錢

(e) 日明貿易の利益



論述研究 東大 2011年第2問

つぎの表は、室町幕府が最も安定していた4代将軍足利義持の時期(1422年)における、鎌倉府の管轄および九州をのぞいた諸国の守護について、氏ごとにまとめたものである。この表を参考に、下の(1)・(2)の文章を読んで、下記の設問A~Cに答えなさい。

氏	国
赤松	播磨, 美作, 備前
一色	三河, 若狭, 丹後
今川	駿河
上杉	越後
大内	周防, 長門
京極	山城, 飛騨, 出雲, 隠岐
河野	伊予
斯波	尾張, 遠江, 越前
富樫	加賀
土岐	伊勢, 美濃
畠山	河内, 能登, 越中, 紀伊
細川	和泉, 摂津, 丹波, 備中, 淡路, 阿波, 讃岐, 土佐
山名	但馬, 因幡, 伯耆, 石見, 備後, 安芸
六角	近江

(1) 南北朝の動乱がおさまったのち、応仁の乱まで、この表の諸国の守護は、原則として在京を義務づけられ、その一部は、幕府の運営や重要な政務の決定に参画した。一方、今川・上杉・大内の各氏は、在京を免除されることも多かった。

(2) かつて幕府に反抗したこともあった大内氏は、この表の時期、弱体化していた九州探題渋川氏にかわって、九州の安定に貢献することを幕府から期待される存在になっていた。設問

A 幕府の運営や重要な政務の決定に参画した守護には、どのような共通点がみられるか。中央における職制上の地位にもふれながら、2行以内で述べなさい。

B 今川・上杉・大内の各氏が、在京を免除されることが多かったのはなぜか。2行以内で説明しなさい。

C 義持の時期における安定は、足利義満の守護に対する施策によって準備された面がある。その施策の内容を、1行以内で述べなさい。